

令和5年11月17日
共 産 党

国立大学法人法改正案の慎重審議を求める意見書（案）

現在開かれている臨時国会において、内閣が提出した国立大学法人法一部改正法案が審議されている。

改正案は、一定規模以上の国立大学に新たな合議体となる「運営方針会議」の設置を義務づけ、同会議に中期計画などの最終決定権を移管し、合議体の委員の選定を文部科学省の承認事項としている。

現状、国立大学の運営に関わる重要事項の最終決定権は学長が持っているものの、教育研究に関することは各学部の代表らが参加する教育研究評議会に諮られ、決定前には理事を交えた役員会での議論が求められている。一方、改正案では、大学の重要事項の内、中期目標・計画、予算・決算に関する事項の決定権は、合議体に移行され、学内の審議を経ずに、独断で決定することが可能とされている。また、合議体は学長選考や監察会議における選考基準などについても意見を述べることができることから、国立大学の自治権を侵害する恐れがあるとの懸念の声が上がっている。

そもそも、合議体の設置は、日本の研究力低下の打開策として現政権が打ち出した大学ファンドの創設とあわせて導入されたもので、「国際卓越研究大学」に指定された学校のみが対象であった。指定された大学はファンドから支援を受けるものの、ファンドの安定運営のために資金の拠出が求められる。令和4年度のファンド運用益は604億円の損失が出ており、安定した支援の見通しが立っているとは言えない状況である。本法案はその対象を大幅に拡大するものであるが、前提となっている大学ファンドは事実上破綻しており、その検証抜きに早急に採決することは問題である。

国立大学は、学術の進歩に貢献する、公共財産でもある。研究力向上のためには、減らし続けてきた運営費交付金を国際水準並みに

引き上げることこそ、進めるべきである。

よって、板橋区議会は、政府に対し、国立大学のあり方に関わる国立大学法人法一部改正法案について、広く国民的議論を行えるよう、国会での慎重審議を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

文部科学大臣 宛